

いのちと健康・兵庫センターニュース

2015年10月号

発行者：働くもののいのちと健康をまもる兵庫センタ

光通信・過労死認定控訴審裁判 大阪高裁判決 全面的に勝訴！！ 上告するな！！

今日の勝訴をあらためて喜びたいと思います。お父さん、お母さん、弟さん、本当にこれまで長らく頑張ってきたそのご苦勞が実ったと思います。

判決は、全面的に勝訴したと言っていいと思います。とりわけ控訴審になってから、国は色々なことをまた言ってきたわけです。医師の意見書を3通も追加してきたし、会社の元一緒に働いていた社員の陳述書を2通も3通も出してきて、全面的に最後まで争う構えを変えなかった。こういう労働行政を完全にやっつけたと言えることができると思います。

控訴審で国が言ってきたいろんな論点を全部検討して全部退けています。例えば亡くなった大作さんがフットサルをやっていた。1日中やっても心臓はとくに悪くはなかった、疲れてはいなかった、というふうな事を陳述書に書いているわけですが、しかしそれについてはっきりした気温だとか、どれだけの運動量があったのか、根拠もなしに元気であったとだけ言っている。1審の時も課長が、その前の晚いっしょに飲みに行ったが、こちらから言えば無理やり飲みにつれていっているのだけれど、それを本人がご馳走をしてもらおうと課長を誘ったと嘘八百を並べたてている。そういう会社側がついている嘘を、それに乗った労基署の嘘を全面的に退けたという内容で、非常に胸のすく判決になっていると思います。

本日大阪高裁第5民事部は、国の控訴を棄却し、原告の息子33歳の若い労働者の急性死の業務起因性を否定した不支給処分を取り消した今年2月の大阪地裁判決を全面的に維持した。労基署の不支給決定は時間外労働80時間以上、死亡から6カ月以内にそれがあったという時間と期間の枠をはめて、それからはみ出るものは全部切り捨てるという行政が行われていることを示している。司法裁判所の判断は、その誤りを指摘し時間数や期間にとらわれず労働者のおかれた環境、精神的ストレスなどを総合的に判断すべきことを示した。そして判決で書かれているのは、死亡前36ヶ月間、亡くなった労働者は恒常的な長時間労働に従事して、これによって死亡したものであると書かれています。この事件は労働者の健康と人間らしい労働を守る役割を労基行政が果たすことなしに、加えて不当な不支給決定をしながらそれを守るためになりふり構わず争ってきた行政を断罪したものである。私たちは労働行政にたいして昨年より施行されている過労死等防止対策推進法を指針として労働者の健康と安全を守るための行政に特化することを強く求める。

「上告するな」の要請で、世論で国が上告できないようなかたちまで追い込みたいと思います。引き続きご協力をぜひよろしくお願い致します。

損害賠償請求訴訟 神戸地裁は和解を確認

両親は光通信に約1億6400万円の損害賠償を求め神戸地裁に提訴していたが、この日の判決後の会見で、9月24日付で和解したことを明らかにした。同社が和解金を支払い、遺憾の意を表明する内容という。

父親は「本当の意味での和解はできないが、妻の体力を考えて応じた。息子の墓前に報告したい」と話した。